

茂企画 第 64 号
平成 27 年 10 月 30 日

まちづくり茂原市民ネット
共同代表 河野 眞英 様
共同代表 大塚 節子 様

茂原市長 田中 豊彦

まちづくり茂原市民ネットフォーラム事業について

平成 27 年 9 月 18 日付で提案のありましたこのことにつきまして、下記のとおり決定します。

記

1. 事業の名称

まちづくり茂原市民ネットフォーラム
(まちづくり条例制定記念事業)

2. 実施の可否

提案書のとおり実施することといたします。

なお、実施に必要な事項については別途協議し、協定を締結することといたします。

以上

協働事業基準

項目	視点	検討結果
地域課題の把握、市民ニーズ	地域に身近な課題であり、課題や市民ニーズを的確に把握しているか。	提案書において列挙された課題である「市民のまちづくりへの関心の低さ」「自治会の加入率低下」「市民の行政・議会に対する関心の低さ」等は、地域の課題、市民のニーズを的確に把握していると認められる。
協働の必要性	公益性があり、提案者と市が協働する必要があるか。	提案事業の目的である「まちづくり条例の仕組みや制定の意義について周知し、市を挙げて市民参加のまちづくりを推進すること」には公益性があり、提案者と市が協働する必要があると認められる。
協働の効果	市と協働して事業を実施することにより、相乗的な効果をあげることができるか。	市単独または提案者単独で事業を実施する場合よりも、協働で実施した方が、双方の特性や特徴を生かした相乗的な効果が期待される。
市民等の参加	事業の実施にあたり、より多くの市民等の参加が期待されるか。	市単独または提案者単独で実施する場合よりも、協働で実施した方が多くの市民参加が期待される。
実現可能性	提案者と市の役割分担が明確かつ妥当であり、実施体制が整っているか。	提案書において提案された提案者の役割（事業運営、諸調整等）と市の役割（運営支援、市民周知等）の分担は明確かつ妥当であり、実施体制が整っていると認められる。